個人情報取扱特記事項（案）

（基本的事項）

第１条　受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

（収集の制限）

第２条　受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の制限）

第３条　受託者は、委託者の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（漏洩、滅失及び毀損の防止）

第４条　受託者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（廃棄）

第５条　受託者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（秘密の保持）

第６条　受託者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約を終了し、又は解除された後においても同様とする。

（複写又は複製の禁止）

第７条　受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複製又は複製してはならない。

（従事者への周知）

第８条　受託者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（資料の返還等）

第９条　受託者は、この契約による業務を処理するため、委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示をしたときは、当該指示の方法によるものとする。

（報告及び立入調査並びに改善要求）

第１０条　受託者は、この契約による業務の執行に当たり、取り扱っている個人情報の状況について、委託者に年１回の定期報告を行うこととし、また、委託者は受託者に対して随時報告を求め、調査することができる。

２　委託者は、受託者において個人情報の取扱いに疑義が生じた場合には、受託者に対して説明を求め、必要に応じ改善を求めることができる。

（再委託の禁止）

第１１条　受託者は、委託者の承諾した場合を除き、この契約による業務については、自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

２　受託者は、委託者の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託した場合、本特記事項の各条項を当該第三者に遵守させなければならない。また、受託者は、委託者がこの契約による業務の再委託を受けた第三者に対して、個人情報の状況について随時報告を求め、調査することができるよう当該第三者と取り決めを行うものとする。

３　受託者は、この契約による業務の再委託を受けた第三者において個人情報の取扱いに疑義が生じた場合には、委託者が当該第三者に対して説明を求め、必要に応じ改善を求めることができるよう当該第三者と取り決めを行うものとする。